

50.2.15

No. 323

人のうごき
195,907人(前月より+648)
55,377戸(前月より+188)

(50.1.31現在)

発行: 柏市役所 TEL 67-1111
編集: 市長公室広報広聴課 毎月1日15日発行
内線 223



火事は、これまでつくりあげた財産を一瞬のうちに失わせる。2月5日の建物火事では、親が留守中に出火。一戸全焼。かろうじて幼い二人の命は救われた。体力や判断力の不十分な幼児の留守番は危険。路面一ぱいの放水の中、子供の三輪車が……

暮らしの中で、いざという時に備えての初期消火実験。万一の場合あわてず、発生場所を119番に



「街の防火」として①百貨店、ビル、病院、旅館などの安全部門検査、②外出就寝前の火元の防護、③老人、幼児、病人の就寝場所の点検、④寝たまごの防護運動が始めます。

また、この期間中には、木造家屋密集地や一人暮らしの老人宅への防火診断、地震に対するアンケート調査、はしご車による避難訓練、防火ボスター展(市内各町会)を実施します。

なお、初日の今月二十八日午前七時に市内一せいにサイレンを鳴らしますのでご注意を。

消ましい小火を防ごう

ガスの取り扱いは特にご用心

失火誘う『不注意』

一億六千万円が灰

昨年一年間で

市内で昨年起った火災件数は百三件で、一昨年(百三十二件)に比べて十九件の減少。それでもほぼ三百に一件の割合で、市内に火災が起こっていることになります。損害額では約五百万円減って一億五千九百七十九万四千円が灰になっている計算です。

地区別では、やはり柏地区が一番多く五十三件。次いで土地区の二十四件で、これら市街地区と新興住宅地区が七割を占めています。原因別をみると、たき火の不

今年は神奈川県三浦市の大火をはじめとして、全国的に痛ましい火災が、連日報道されています。火に接する機会が多く、しかも空気が乾燥する冬場は、一年中で一番火災が多く、財産はおろか逃げ遅れて焼死する、悲惨な例も目立ちます。柏市は、ここ数年来、発生件数は減少していますが、住宅が急激に増加している現状から、一たび火災が起ければ、類焼の危険性が高く、被害も大きくなる要因をもっています。こうした火災を防ぐには、わかりきったことながら「火事を出さない」とが最も大切な予防方法。そこで最近多くなっている「ガス器具の取り扱い不注意による火災」の原因を中心、市消防本部に「防火」の具体策をさくつみました。

始末が二十件、ガス・石油風呂が十六件、子どもの火遊びが九件、プロパンガスの取り扱い不注意が八件、タバコの不始末六件、ガス器具五件の順。

この順位は、過去二、三年間、ほぼ一致していますが、最近特に目立つているのが「ガス器具類の取り扱い不備」による失火。今年に入つても一月中の火災発生件数六件のうち、三件までがガス器具が要因となっています。こうした原因について、市消防

本部では、「生活様式の変化で、『ガス器具』が一般家庭に普及したこと。その反面、ほんの『ちょつとした不注意』が、事故や火災につながる特性をもっている」としています。

その裏付けとして「原因のほとんどが元栓の締め忘れと、使用中に現場を離れたという初歩的なミス」をあげ、日常生活の中での危険性を指摘しています。スイッチをひねれば簡単に使用できる反面、こうした危険性がひそんでいます。

その具体的な予防策は、

①点火する前にガスが漏れていなかかるか確認する(ガス漏れがある時は、火気を遠ざけ、窓を開閉して販売業者に連絡) ②使用中は絶対に現場を離れない ③寝る前に元栓を締め前や外出前には確実に元栓を締める ④元栓やガス器具とゴムホースとの接続は必ずホースバンドで締める

『風呂釜は必ず水を確認し、異常燃焼していないかどうか調べる』これが「火事を出さない大事なポイント」と話しています。

ひとたび火災が起ると、都市化が進み空地が年々少なくなっています。しかし、「一般家庭では、日常生活で、どこに危険があるかとあいまって、大きな被害も予測されることから、同本部では火事を予防する立場から、住宅密集地の防火診断、小中高等学校や工場、病院、中高層建築物などへの予防検査にけんめいに取り組んでいます。

習慣づけよう火の点検

二十八日から火災予防運動

「生活の一部にしよう火の点検」を合い言葉に、今月二十八日から三月十三日まで、火災予



望楼を利用して人命救助訓練をする隊員
消防力の強化に努めています

税金の申告はお早目に

17日から受け付け開始

申告書の提出先と問い合わせ
申告の手続き 次のかたは
個人事業税と市県民税の申告は必
要ありません。(①所得税の確定申
告書を提出しているかた ②給与支
払報告書が提出されているかた
たわせ)

申告書 市県民税・所得税の申告は、
用紙が届いていないかたは市役所に
用意してあります。
申告の手続き 次のかたは
個人事業税と市県民税の申告は必
要ありません。(①所得税の確定申
告書を提出しているかた ②給与支
払報告書が提出されているかた
たわせ)

申告期限 半年ごとに申告書を提出
します。

申告場所 市役所三階 大会議室、午前八時半から午後五時まで

申告料 申告義務者にすでに郵送さ
れている用紙をご使用下さい。

申告料 市県民税・所得税の申告は、
用紙に該当されるかたで、ま

た用紙が届いていないかたは市役所に
用意してあります。

申告の手続き 次のかたは

個人事業税と市県民税の申告は必
要ありません。(①所得税の確定申
告書を提出しているかた ②給与支
払報告書が提出されているかた
たわせ)

控除証明は
記号番号を申し出て
申告には、控除証明の一つとし
て、国民年金保険税の証明書 徴収
課で、支払ったかたの通知書番号
を申し出て下さい。

○国民健康保険税の証明書 徴収
課で、支払ったかたの通知書番号
を申し出で下さい。

所得税出張受付
相談のご利用を

申告料

</div

